

主な検討項目

投票関係

○ 投票所における選挙人名簿対照のオンライン化と投票区外投票

・投票所における選挙人名簿対照のオンライン化

(現状) 投票所においては、紙の名簿又は記録媒体のデータと対照することとされ、オンラインでの対照は事実上の補助手段とされている。

→ オンラインによるリアルタイムでの名簿対照の制度化を検討。

・選挙当日における投票区外投票

(現状) 選挙当日の投票は、投票区の投票所に限られている。

→ 選挙人の利便性向上に資するよう、個人番号カード等による本人確認を徹底した上で、投票区外の投票所において投票を認めることを検討。

○ 他市町村不在者投票の投票用紙等のオンライン請求

(現状) 請求の受付、請求書類の保存等を確実にを行うため、直接に又は郵便等により、名簿登録地市町村選管に投票用紙等の請求を行わなければならない。

→ 請求に要する時間を短縮する等のため、公的個人認証等により本人確認を行った上で、ポータルサイトを通じたオンライン請求を認めることを検討。

○ 期日前投票の投票時間の弾力化

(現状) 期日前投票は、午後8時までとされている。

→ 午後8時以降の投票を可能とするなど、投票時間の弾力化を検討。

※ 運用面の改善による期日前投票所の設置拡充の取組も検討

選挙権関係

○ 都道府県選挙について同一都道府県内で2回以上住所を移転した場合における選挙権の取扱い

(現状) 都道府県選挙の選挙権が、新住所地市町村に移転後3ヶ月以上経たなくとも認められるのは、同一都道府県内で住所を1回移転した場合に限られる。

→ 住民基本台帳ネットワークの活用により、同一都道府県内で2回以上移転した場合にも選挙権を付与することを検討。

名簿関係

○ 選挙人名簿の登録回数の増加等

(現状) 選挙人名簿の定時登録は年4回(3月・6月・9月・12月の1日が基準日、2日が登録日)とされているが、住所移転のタイミング等により登録漏れとなる事例も生じている。

→ 選挙人名簿の登録回数の増加等を検討。

○ 選挙人名簿の縦覧制度の見直し

(現状) 名簿登録時に氏名、住所、生年月日を記載した書面を縦覧することとしているが、DV・ストーカー行為等の被害者等に係る縦覧拒否の手続きが明確化されておらず、個人情報保護・被害者保護の要請も高まっている。

→ 縦覧制度の見直しを検討。

実現可能性・論点の整理

○ 各種投票手続等への個人番号制度活用の可能性についての検討

障害者、船員等の投票に係る証明書や在外投票における個人番号制度の活用の可能性について検討。

○ インターネット投票の論点整理

投開票における公正確保(なりすまし投票、本人の意思によらない投票の防止等)、投票の秘密の保持、投票情報のセキュリティ保持等について検討し、論点整理を行う。